

正誤表

『地方自治法実戦 150 題 第 4 次改訂版』中、下記の箇所に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

記

18 頁 NO. 7 問 3 の「指定都市、中核市及び特例市」(誤) → 「指定都市及び中核市」(正)

18 頁 キーポイントの「指定都市、中核市及び特例市」(誤) → 「指定都市及び中核市」(正)

19 頁 解説の上から 13 行目「指定都市、中核市及び特例市」(誤) → 「指定都市及び中核市」(正)

19 頁 解答 3 の「指定都市、中核市及び特例市」(誤) → 「指定都市及び中核市」(正)

21 頁 解説の上から 11 行目「当該特別地方公共団体」の「特別」を削除します。正しくは「当該地方公共団体」です。

112 頁 NO. 54 問 3

誤) 普通地方公共団体の議会の議員は、議会に複数の常任委員会が置かれている場合において、いずれの常任委員会の委員にもならないことができる。

正) 普通地方公共団体の議会に陳情しようとする者は、議員の紹介により陳情書を提出しなければならない。

113 頁 解答 3

誤) 誤り。議員は、少なくとも 1 個の常任委員となるものとされている(法第 109 条第 2 項)。

正) 誤り。問題文は請願についての記述である(法第 124 条)。

143 頁 解説の再議制度の表中、再議決の欄の「出席議員の 3 分の 2 以上」と「出席議員の過半数」の間に区分の線を入れます。

(株)都政新報社出版部